高齢者向け給付金(年金生活者等)について

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい所得の少ない高齢者を支援するため、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を、臨時的な措置として支給します。

◆ 支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金(1人につき6,000円)の支給対象者(下記参照)のうち、 平成28年度中に65歳以上になる人(昭和27年4月1日以前に生まれた人) ※なお、平成27年度臨時福祉給付金の申請受付は、1月12日で終了しています。

<平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者は、下記4つの要件をすべて満たしている人です>

- ①平成27年1月1日時点で大和郡山市の住民基本台帳に登録されている。 (平成27年1月1日以降に死亡した場合は除きます)
- ②平成27年度市民税(均等割)が課税されていない。
- ③平成27年度市民税(均等割)が課税されている人の扶養親族などではない。
 - ※扶養親族などとは、税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、 扶養親族、青色事業専従者、白色事業専従者および16歳未満の年少者をいいます。
- ④生活保護制度の被保護者となっていない。

◆ 支給額

対象者1人につき3万円(給付は1回限りです)

申請は 5月下旬から(予定)(詳しくは、決まり次第 お知らせします)

◆ 申請受付について

申請受付開始を5月下旬頃とし、申請期間を3ヵ月程度として準備を進めています。 なお、申請受付時期になりましたら、支給対象となる可能性があると思われる人に対し、 申請書をお送りする予定です。

申請受付に関する詳しい内容は、広報「つながり」5月15日号や市ホームページでお知らせします。

◆ 詳細・問合せ

臨時福祉給付金事務担当(厚生福祉課) (内線 464)

※制度概要の詳細は、厚生労働省のホームページ (http://www.mhlw.go.jp/) を ご覧ください。



注意給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。